

検査検定制度に関する政策評価書

(要 旨)

平成 16 年 4 月

総 務 省

第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策及びその目的

検査検定制度は、鉱工業製品等の物資や施設・設備が満たすべき基準と、当該基準に適合することを確認する方法や手続を法令等に規定し、基準への適合性を確認又は証明する制度であり、国民の生命、身体及び財産の保護、災害防止、安全の確保等を目的とするものである。

本評価の対象とした検査検定制度は、平成14年8月の調査開始時点で126制度であり、これらの各制度は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の7省において所管されている。

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官(規制改革等担当)

平成14年8月～16年3月

(実地調査担当部局)

管区行政評価局 全局(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州)

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所 33事務所(青森、岩手、山形、福島、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、富山、石川、岐阜、静岡、三重、福井、滋賀、京都、兵庫、奈良、島根、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島)

実地調査期間:平成14年12月～平成15年7月

3 評価の観点

本評価は、検査検定制度について、政府全体としての改革の方向性を踏まえ、企業活動や消費活動に与える影響、特に、コストの上昇や選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さくなっているかとの観点から、統一的に評価を行うものである。

4 検査検定制度の影響の把握及び分析の手法

検査検定制度については、累次の閣議決定により、自己確認・自主保安の導入や基準の国際整合化等の取組みが進められてきている。

「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)においては、「 - 5 - (1) 基準認証等分野の基本方針」において、「基準・規格及び検査・検定(以下「基準認証等」という。)は、経済活動のグローバル化が進んだ現在においては、企業活動や消費活動に対しても、コストの上昇や選択範囲の限定等、大きな影響を与えることとなる。このため、基準認証等の制定・運用に当たっては、国民の生命、身体、財産の保護などそれぞれの制度が本来目的としている様々な政策目的の達成に支障が生じないことを前提として、こうした諸活動への影響が可能な限り小さくなるよう配慮することが重要である。このため、基準認証等の見直しに当たっては、個々の制度について真に国が関与した仕組みとして維持する必要があるかについて抜本的な見直しを行い、国が関与した仕組みとして維持する必要がある場合においても、行政の関与を必要最小限とする方向で以下のとおり、事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化・性能規定化、重複検査の排除等を推進する」とされている。

これらの閣議決定は、検査検定制度の見直しの方向性として、企業活動や消費活動に与える影響を可能な限り小さくする観点から規制改革を推進することとしており、検査検定制度に係る規制改革に基づく措置の類型としては、以下のものが挙げられている。

対象範囲の縮小

自己確認・自主保安への移行

代行機関又は第三者認証への移行

代行機関の指定要件の緩和

優良事業者認定制度等のインセンティブ制度の導入

国際的整合化

性能規定化

重複検査の排除

検査周期の延長

その他事業者の負担軽減のための措置

このような政府全体としての改革の方向性を踏まえ、今回の評価では、政府全体としての政策の統一性を確保する見地から、すべての検査検定制度を対象に、企業活動や消費活動に与える影響、特に、コストの上昇や選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さくなっているか、言い換えればこれらの影響を可能な限り小さくする方向に向けた実効ある取組が実施されているかという観点から、全制度の制度改変の状況や運用の実態等を把握し、横断的に評価することとしたものである。

具体的には、検査検定制度 126 制度を対象に、それらが与える影響を把握・分析するため、以下の手法により調査等を実施した。

(1) 制度改変状況の把握・分析

検査検定制度 126 制度について制度改変の状況(制度改変の有無・内容)を把握・整理するため、各省の本省を調査対象とし、情報を入手した。調査対象期間は、原則として平成9年度から13年度までの5年間とした。

その際、併せてコスト及び効果の把握・分析についての取組状況についても把握した。

(2) 直接的影響の把握・分析

ア 各制度の運用実態の把握については、受検者及び検査検定実施主体を対象とした実地調査を、以下の手法により実施した。

調査対象とする制度

統一性確保評価であることから、検査検定 126 制度を対象とした。

検査検定制度を構成する個別の許認可等が複数ある場合は、当該制度の傾向を把握する観点から、検査実績や制度改変の動向等を踏まえて対象を選定した。

調査対象とする者

検査検定制度が与える影響の全体像を把握する観点から、受検者及び検査検定実施主体双方を調査対象とした。

具体的には、受検実績のある民間事業者等及び検査検定実績のある国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体、指定検査機関等の検査検定実施主体を対象とすることとし、受検者及び検査検定実施主体の実数が相当数に上る場合は、1制度当たり10ないし30前後の者を調査対象として選定した。その際、当該制度の一般的な傾向を把握する観点から、実績

のある平均的な規模の事業者を中心に選定するよう努めた。

調査対象とする期間

影響の経年的な推移を把握する観点から、原則として平成9年度から13年度までの5年間を調査対象の期間とした。

調査を担当する機関

検査検定制度126制度を対象にすることから調査対象者の数が多数に上り、日本国内の各地域に所在するため、調査については総務省の地方支分部局である管区行政評価局及び行政評価事務所が担当した。

調査の手法

調査は原則として対面による聞き取りにより実施した。

具体的には、共通する調査項目を盛り込んだ調査表を作成し、当該調査表への記入を依頼し、記入内容の確認を聞き取りで行う手法を採った。調査表の作成に当たっては、検査検定制度の受検・実施に係る直接的経費を中心に調査事項を設計した。この調査表については、事前に有識者から成る「検査検定制度に関する政策評価研究会」を開催し、助言を受けた。

イ 把握した内容について、検査検定制度に共通する検査検定対象範囲、検査検定実施主体、検査検定基準及び検査検定方法の主要構成要素をベースにして、どのような制度改変を行えば、どのような事項においてどのような変化が生じるかを、統一的に分析した。その際、検査検定の受検・実施に要するコストについては、把握した直接的経費の事項ごとに発生の有無を整理するとともに、金額換算を行うことによりその規模及び制度改変があった場合のそれに伴う変化の度合いを明らかにするなどのコスト分析を行った。

ウ 統一的な把握・分析を基に、コストの上昇や選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さくなるような制度改変の類型を整理した。

(3) 間接的影響の把握・分析

コスト分析の一環として、受検者及び検査検定実施主体に直接的に現れる影響だけでなく、他の産業等へ波及する間接的影響についても、分析を行った。

具体的には、民間シンクタンクを活用し、分析手法を検討するとともに、実地調査等により把握した結果を用いて具体事例の分析を行った。

上記の把握・分析の結果を踏まえ、評価結果としては、

コストや選択範囲等への影響を可能な限り小さくする施策として、どのような措置が有効であるか、

その影響の発現にはどのようなパターンがあるか、

及び の情報を得る上で、どのような手法が有効であるかを明らかにすることとした。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本評価における調査分析の過程及び評価書の作成に当たっては、次のとおり、学識経験を有する者等から評価全般に係る意見や調査分析の手法に対する具体的な助言等を得て、評価の結果に反映させた。

有識者から成る「検査検定制度に関する政策評価研究会」を開催し、調査の設計や分析手法

等に関して助言を得た。

検査検定制度の直接の対象となる分野以外の産業等への間接的影響については、民間シンクタンクを活用し、分析手法を検討するとともに、実地調査等により把握した結果を用いて具体事例の分析を行った。

政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）の審議に付し、本評価の全般に係る意見等を得た。

平成 14 年 7 月 26 日（金）政策評価・独立行政法人評価委員会

平成 16 年 2 月 24 日（火）政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会

上記委員会及び分科会の議事要旨、議事録については、総務省のホームページを参照

http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku-hyoukaiinkai_f.htm

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

本評価においては、規制改革に係る累次の閣議決定及びそのフォローアップ結果、関係法令とその解説書等を参照した。

第2 検査検定制度が与える影響の把握及び分析の結果

1 検査検定制度の制度改変状況の把握

(1) 検査検定制度の構成要素

検査検定制度は、対象や目的等はそれぞれ異なるものの、制度の構造としては
検査検定対象範囲、
検査検定実施主体、
検査検定基準、
検査検定方法

という共通する要素で構成されており、これら主要構成要素をベースにして、横断的な把握・分析を行った。

具体的には、制度の構成要素のどこがどう変化すると、どこにどのような変化が生ずるのか、影響とその帰着先の相関関係を明らかにすることを念頭に置き、横断的に把握・分析することとし、制度改変の状況を把握した。

(2) 制度改変の実施状況

検査検定制度 126 制度について、調査対象とした期間（原則として平成9年度から13年度までの5年間）における状況をみると、84 制度において制度改変が行われていた。

これらの制度改変と、それによる影響の変化の状況については、表1のとおりであるが、その内容の詳細については「2 検査検定制度の直接的影響の把握」において整理した。

(3) 各省におけるコスト分析等の実施状況

「規制改革推進3か年計画」（平成13年3月30日閣議決定）等の閣議決定では、各府省は、所管する行政分野における国民の負担等の規制のコスト及び効果の分析・把握を行い、現行規制制度の見直しに資することとされているところであるが、当省が調査した結果、検査検定制度を所管する各省において、コスト及び効果の把握・分析を行っている例はなかった。

表1 検査検定制度における制度改変の実施状況

- 凡例：1 表中の 等の印は、以下のとおり制度改変によるコストや選択範囲等の影響の変化の状況を表す。
 : コストの減少や選択範囲の拡大等プラスの変化がみられたもの
 : コストの増加や選択範囲の縮小等マイナスの変化がみられたもの
 : プラス・マイナス両方の変化がみられたもの
 : 変化がなかったもの
 : 今回の調査では変化が把握できなかったもの
- 2 「総合」欄においては、制度ごとに複数の制度改変があった場合は以下のように整理している。
 印が1種類しかない場合はその印を表示
 「 - 」、「 」と他の印が混在する場合は、他の印を表示
 「 」、「 」、「 」が混在する場合は「 」を表示

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の状況	対象範囲の改変		実施主体の改変				基準の改変			方法の改変			その他		総合
			対象範囲の縮小	その他	自主検査への移行	行政機関 民間検査機関	代行機関の見直し	その他	性能規定化	国際的整合化	その他	有効期間等の廃止延長	民間データの活用	運転時検査導入	その他	手続の電子化	
総務1	無線局の検査	有															
" 2	無線設備機器の検定	有															
" 3	技術基準適合証明	有															
" 4	搬送式インターホン等の型式の指定	有															
" 5	無線設備等の点検に使用する測定器等の検査	有						-									-
" 6	電気通信設備の技術基準適合確認	有															
" 7	端末機器技術基準適合認定	有															
" 8	端末機器の設計についての認証	有															
" 9	端末設備基準適合認定																
" 10	製造所等の検査	有															
" 11	検定対象機械器具等の検定																
" 12	石油パイプライン事業用施設の検査																
" 13	事業所の新設又は変更の確認																
" 14	特定防災施設等の設置の検査																
文科1	原子炉施設の検査																
" 2	核燃料物質の使用施設等の検査	有															
" 3	廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認																
" 4	核燃料物質等の運搬に関する確認																
" 5	放射性同位元素の使用施設等の検査																
" 6	放射性同位元素装備機器の機構確認																
" 7	放射性同位元素等に係る運搬物確認																
" 8	教科書の検定																
厚労1	病院等の構造設備の検査	有															
" 2	理容所の使用前の確認																
" 3	美容所の使用前の確認																
" 4	クリーニング所の使用前の確認																
" 5	製品検査	有															
" 6	獣畜のとさつ又は解体検査																
" 7	専用水道布設工事の設計の確認	有								-							-
" 8	簡易専用水道の管理についての検査																
" 9	医薬品、医療用具の検定	有															

省別整理番号	検査検定制度名	制度 変更 の 状況	対象範囲の 変更		実施主体の 変更			基準の変更			方法の変更			その他		総 合	
			対象範囲の縮小	その他	自主検査への移行	行政機関 民間検査機関	代行機関の見直し	その他	性能 規定化	国際的 整合化	その他	有効期間等の 廃止延長	民間データの 活用	運転時検査 導入	その他		手続の電子化
厚労10	新規化学物質の届出に基づく審査	有															
" 11	食鳥検査	有															
" 12	特定機械等の検査	有															
" 13	小型ボイラー等の個別検定	有						-						-			-
" 14	プレス機械等の型式検定	有						-									-
農水1	農産物の検査	有					-										
" 2	漁船の工事完成後の認定	有					-										-
" 3	漁船登録票の検認	有					-										
" 4	種畜検査																
" 5	飼料等の検定																
" 6	指定検疫物等の検査	有															
" 7	医薬品の検定	有															
" 8	肥料の銘柄の登録																
" 9	農機具の検査	有															
" 10	輸出入植物等の検査	有															
" 11	種苗の検査																
" 12	農薬の登録																
" 13	輸入する指定動物の感染症の検査																
経産1	特定計量器の検定	有															
" 2	基準器検査	有															
" 3	計量証明検査	有						-									-
" 4	航空機の製造、修理の確認	有															
" 5	航空機用機器の製造証明	有															
" 6	特別特定製品の適合性検査	有															
" 7	石油パイプライン事業用施設の検査																
" 8	導管の使用前検査	有															
" 9	電気工作物の検査	有															
" 10	燃料体の検査	有															
" 11	特定電気用品の適合性検査	有															
" 12	ガス工作物の使用前検査	有															
" 13	特定ガス用品の適合性検査	有															
" 14	高圧ガス製造施設等の検査	有															
" 15	輸入高圧ガスの検査	有															
" 16	容器検査	有															
" 17	附属品検査	有															
" 18	液化石油ガス貯蔵施設等の検査	有					-										-
" 19	液化石油ガス充てん設備の検査	有															
" 20	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	有															
" 21	火薬類の製造施設等の検査	有					-	-									
" 22	機械器具等についての性能検査	有															
" 23	坑内用品の検定	有															
" 24	事業所の新設又は変更の確認																
" 25	新規化学物質の届出に基づく審査	有															
" 26	加工施設の検査																
" 27	再処理施設の検査																
" 28	廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認																
" 29	特定廃棄物管理施設の検査																

省別整理番号	検査検定制度名	制度 変更の 状況	対象範囲の 変更		実施主体の 変更			基準の変更			方法の変更			その他		総 合	
			対象範囲の縮小	その他	自主検査への移行	行政機関 民間検査機関	代行機関の見直し	その他	性能規定化	国際的整合化	その他	有効期間等の廃止延長	民間データの活用	運転時検査導入	その他		手続の電子化
経産 30	廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認																
" 31	核燃料物質等の運搬に関する確認	有															
" 32	原子炉施設の検査																
国交 1	自動車道の検査																
" 2	石油パイプライン事業用施設の検査																
" 3	船舶の総トン数測度																
" 4	小型船舶の総トン数測度																
" 5	小型漁船の総トン数の測度																
" 6	船舶の国際総トン数測度																
" 7	船舶検査	有															
" 8	危険物の積付検査																
" 9	危険物のコンテナへの収納検査																
" 10	液状化物質の積付け検査																
" 11	海洋汚染防止設備等の検査	有															
" 12	焼却設備の検査																
" 13	ふん尿処理装置等の検定																
" 14	気象測器の検定	有					-										
" 15	航空機の耐空証明	有											-				
" 16	航空機装備品の予備品証明	有															
" 17	飛行場又は航空保安施設の検査																
" 18	運航管理施設等の検査(本邦航空運送事業者)	有	-														-
" 19	運航管理施設等の検査(航空機使用事業者)	有	-														-
" 20	特定救急用具の検査																
" 21	模擬飛行装置等の認定	有															
" 22	容器検査																
" 23	附属品検査																
" 24	鉄道施設の検査	有															
" 25	鉄道車両の確認	有															
" 26	索道施設の検査	有															
" 27	軌道の運輸開始に係る検査																
" 28	廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認																
" 29	核燃料物質運搬の安全確認	有															
" 30	放射性同位元素等の運搬の安全確認	有															
" 31	自動車検査	有															
" 32	検査対象外軽自動車等の型式認定																
" 33	原動機付自転車用原動機の型式認定																
" 34	自動車ターミナルの検査	有															
" 35	許可工作物の完成検査																
" 36	工事の完了検査																
" 37	開発行為に関する工事の完了検査																
" 38	耐火構造の認定	有															
" 39	準耐火構造の認定	有															
" 40	防火構造の認定	有															
" 41	不燃材料の認定	有															
" 42	耐火建築物に設ける防火戸等の認定	有															
" 43	準耐火建築物に設ける防火戸等の認定	有															
" 44	屋根の構造の認定	有															

省別整理番号	検査検定制度名	制度 変更 の 状況	対象範囲の 変更		実施主体の 変更				基準の変更			方法の変更				その他		総 合
			対象 範囲 の 縮小	そ の 他	自主 検査 への 移行	行政 機関 民間 検査 機関	代 行 機 関 の 見 直 し	そ の 他	性 能 規 定 化	国 際 的 整 合 化	そ の 他	有 効 期 間 等 の 廃 止 並 廃	民 間 デ ー タ の 活 用	運 転 時 検 査 導 入	そ の 他	手 続 の 電 子 化	そ の 他	
国交 45	外壁で延焼のおそれのある部分の構造の認定	有																
" 46	大規模木造建築物等の屋根の構造の認定	有																
" 47	長屋等の各戸の界壁・構造の認定	有																
" 48	し尿浄化槽の構造の認定	有																
" 49	基礎等に使用する建築材料の適合認定	有																
" 50	建築物の確認・検査	有																
" 51	建築設備の確認・検査	有																
" 52	型式適合認定																	
" 53	煙突等の工作物及び昇降機等の確認・検査	有																
" 54	製造施設等の工作物の確認・検査	有																
" 55	工場生産浄化槽の型式の認定	有																-
環境 1	浄化槽の検査	有																
" 2	一般廃棄物処理施設の検査																	
" 3	産業廃棄物処理施設の検査																	
" 4	新規化学物質の届出に基づく審査	有																
	合計	84	11	16	15	14	14	6	9	5	8	16	9	1	31	5	9	
	内訳		2	0	12	7	9	0	1	2	0	7	8	1	20	2	4	
			0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	
			0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
			0	2	1	6	4	3	0	0	2	0	0	0	2	0	0	
			9	13	1	1	1	0	8	3	6	9	1	0	9	0	0	

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「制度変更」には、行政機関の独立行政法人化や物価を踏まえた手数料の改定等事務的な改定は含めていない。
3 本表には、原則として平成9年度から13年度の間制度変更のあったものについて整理しているが、
平成8年度以前に制度変更されたもので、9年度以降に影響が出るもの、
平成14年度に制度変更されたもので調査において影響を把握できたもの
についても含めて記載している。
4 「実施主体の変更」については、完全な移行のものだけでなく、以下のとおり関連のある制度変更を含む。
「自主検査への移行」には、インセンティブ制度による自主検査の導入を含む。
「行政機関→民間検査機関」には、行政機関と民間検査機関が並存する場合を含む。
「代行機関の見直し」には、第三者認証機関への移行のほか、代行機関の公益法人要件撤廃を含む。

2 検査検定制度の直接的影響の把握

検査検定制度 126 制度について、制度改変が行われたものは 84 制度であり、一つの制度の中で複数の制度改変が行われている場合があるが、制度ごとに制度改変による影響の変化をみた場合、コストの減少や選択範囲の拡大等プラスの変化がみられたものは 49 制度、コストの増加等マイナスの変化がみられたものは 1 制度、プラス・マイナス両方の変化がみられたものは 9 制度であった。今回の調査では変化がみられなかったものは 10 制度、今回の調査では把握対象としなかった等により変化が把握できなかったものは 15 制度であった。

把握できた内容について、検査検定制度に共通する主要構成要素別に整理すると、以下のとおりである。

(1) 検査検定対象範囲に係る制度改変

検査検定対象範囲に係る制度改変が行われたものは 25 制度あった。

内訳は、検査検定対象範囲の縮小が 11 制度、検査検定対象範囲の拡大等その他の制度改変が 16 制度である。

なお、一つの制度の中で検査検定対象範囲の縮小と、その他の制度改変の両方を行っているものが 2 制度ある。

ア 検査検定対象範囲の縮小

検査検定対象範囲の縮小については、複数の品目の一部を除外するものと、軽微な変更等検査が必要な場合を限定するものがある。

今回の把握結果では、複数の品目の一部を除外したものが 10 制度、軽微な変更等検査が必要な場合を限定したものが 1 制度であった。

このうちコストの低減等がみられたものは、2 制度であった。検査検定対象範囲の縮小を行ったものはほかに 9 制度あったが、対象となる物品等が少ない等により、今回の調査では把握の対象としなかった。

コストの低減等がみられた 2 制度については、検査検定対象範囲を見直した結果、受検が必要な範囲が縮小され、受検者及び検査検定実施主体双方においてコストの低減がみられた。これは、制度改変の影響として受検が不要になるため、受検対応で必要とされたコストが不要となったことによる。

なお、検査検定対象範囲の縮小措置が採られたことによる代替措置として新たな負担が生じるような措置が採られている例はなかった。

イ 検査検定対象範囲に係るその他の制度改変

今回の把握結果では、検査検定対象範囲に係るその他の制度改変として、検査検定対象範囲を拡大したものが 13 制度、その他の制度改変が 3 制度であった。

検査検定対象範囲の拡大については今回の調査では把握の対象としていない。

その他の制度改変については、コスト低減等はみられなかった

(2) 検査検定実施主体に係る制度改変

検査検定実施主体に係る制度改変が行われたものは 41 制度あった。

内訳は、自主検査への移行(インセンティブ制度によるものを含む。)が 15 制度、行政機関検査が

ら民間機関検査への移行(並存的な導入を含む。)が14制度、民間検査機関のうち代行型の見直し(第三者認証化又は公益法人要件の撤廃)が14制度、その他の制度改変が6制度である。

なお、一つの制度の中で複数の制度改変を行ったものが8制度ある。

ア 自主検査への移行

自主検査への移行とは、行政機関や民間検査機関が行う検査検定を受検することを不要にし、受検者による自主検査により基準等への適合性を確認させることとする制度改変である。

今回の把握結果では、自主検査への移行が行われたのは15制度で、うち対象となる物品等についてすべて自主検査に移行したものが8制度、優良事業者等認定を受けたものに自主検査を認めるものであるインセンティブ制度による自主検査の導入が7制度であった。

(ア) 自主検査への移行

自主検査への移行は、受検者に自主検査義務を課すものであるが、制度改変前から制度上又は実態上自主検査に相当する対応が採られていて、更に行政機関や民間検査機関が行う検査検定の受検が義務付けられていた場合は、制度改変後は行政機関や民間検査機関が行う検査検定の受検部分が不要となることにより、受検者側のコストが低減することとなる。

今回の把握結果では、対象となる物品等についてすべて自主検査に移行したものは8制度であり、このうち7制度はこの場合に相当し、受検者・検査検定実施主体双方にコスト低減がみられた。

一方、改変前に自主検査に相当する対応がなく、改変後に新たに受検者が自主検査に取り組むことになるような場合においては、検査検定の受検部分は不要となるが、新たな自主検査に係る負担部分の内容によっては、受検者のコストが割高になる場合と割安になる場合がある。

なお、今回、対象となる物品等についてすべて自主検査に移行した8制度については、自主検査結果の記録・保存等が義務付けられているほか、行政機関が必要に応じて立入検査を行う制度があり、事後チェック機能が担保されている。

(イ) インセンティブ制度による自主検査の導入

インセンティブ制度による自主検査の導入は、優良事業者等で認定を受けたものについて行政機関や第三者機関の検査検定の受検を不要にし、自主検査により基準等への適合性を確認させることとするものである。受検者の能力に応じて安全性を確保できる場合については、インセンティブ制度の活用により自主検査を導入する方策も検討可能と考えられる。

今回の把握結果では、インセンティブ制度により自主検査を導入したものは7制度であり、このうち5制度で受検者・検査検定実施主体双方にコスト低減がみられた。

その他の2制度は、今回の調査では把握の対象としなかったもの1制度、認定実績がなかったもの1制度であった。

イ 行政機関から民間検査機関への移行

行政機関から民間検査機関への移行とは、検査検定実施主体を行政機関(国、独立行政

法人及び地方公共団体)から、民間検査機関に移行するもので、検査検定業務が完全に民間検査機関に移行する完全移行型と、行政機関と民間検査機関が並行して検査検定業務を行う並存型がある。

今回の把握結果では、完全移行型の改変が行われたものが4制度、並存型の改変が行われたものが10制度であった。

(ア) 行政機関から民間検査機関への移行(完全移行型)

行政機関から民間検査機関への移行のうち完全移行型は、検査検定実施主体数・検査検定受付窓口数の増加や検査検定内容の簡素化がなければ、実施主体が移行するだけであり、受検者におけるコスト等の変化は生じない。

今回の把握結果では、行政機関から民間検査機関への移行のうち完全移行型の改変が行われたものは4制度であり、実際に民間検査機関が参入し、移行が実現した2制度のうち、複数参入や検査方法の簡素化が同時に行われたものについてはコスト低減等がみられたが、移行後の検査検定実施主体が1機関のものについては変化はみられなかった。また、残りの2制度については、民間検査機関制度を導入しても指定実績がなく、従前の行政機関が引き続き検査検定を実施しているため変化が生じていない。

(イ) 行政機関と民間検査機関の並存型

行政機関から民間検査機関への移行のうち、行政機関と民間検査機関が並行して検査検定業務を行う並存型については、実質的に検査検定実施主体が増える場合にあっては選択範囲が拡大されることとなる。

今回の把握結果では、行政機関から民間検査機関への移行で並存型の改変が行われたのは10制度であり、このうち検査検定実施主体が増えた6制度については、受検者においてコストの低減又は検査検定実施主体を選択できる範囲の拡大がみられた。また、民間検査機関については、検査実施時期の日程調整の弾力化や処理期間の短縮といった面での変化が受検者にとってプラスの変化となっている。

残りの4制度については、段階的な移行過程にあるために変化がみられないもの1制度、新規参入がないため変化が生じていないもの2制度、新規参入の時期が遅く今回の調査では把握の対象としなかったもの1制度であった。

ウ 代行機関の見直し(第三者認証機関への移行、公益法人要件の撤廃)

民間検査機関には、政府認証として民間検査機関が指定を受けて検査検定を代行する代行機関型と、政府による適合性の認定を受けて民間検査機関が検査検定を行う第三者認証機関型がある。代行機関型は行政機関の代行として検査検定を行うものであり、監督官庁の規制を強く受け、手数料も多くの場合行政機関が設定している。第三者認証機関型は、代行機関型に比べ民間検査機関における自由度が高く、手数料の設定も基本的に自由となっている。

代行機関の見直しとは、この代行機関の在り方を見直して、第三者認証機関に移行させたり、あるいは代行機関としての指定要件を緩和する観点から公益法人要件を撤廃したりするものである。

今回の把握結果では、代行機関型から第三者認証機関型へ移行したものは4制度、代行

機関の指定要件から公益法人要件を撤廃したものは10制度であった。

(7) 代行機関型から第三者認証機関型への移行

代行機関型から第三者認証機関型へ移行することにより、監督官庁の規制が緩和され、手数料の設定も自由化される。

今回の把握結果では、代行機関型から第三者認証機関型に移行したのは4制度であり、すべての制度において、自由度が増したことを受けて、手数料の割引制度を導入するなどによる変化がみられた。また、複数機関の参入があった場合は、受検者が検査検定実施主体を選択できる範囲の拡大もみられた。

(1) 代行機関における公益法人要件の撤廃

代行機関の指定要件として指定を公益法人に限定するいわゆる公益法人要件を撤廃する制度改変は、指定要件を緩和することにより公益法人以外の民間法人の参入を可能とするものである。

今回の把握結果では、代行機関における公益法人要件を撤廃した10制度のうち、新規参入のあった4制度については、手数料の低減化や受検者が検査検定実施主体を選択できる範囲の拡大がみられた。

残りの6制度については、今回の調査における把握対象としていないため変化の把握ができなかった1制度を除くといずれも新規参入のなかったもので、そのために変化が生じていない。

エ その他

今回の把握結果では、上記ア、イ及びウ以外で検査検定実施主体に係る制度改変が行われたものは6制度であった。

(3) 検査検定基準に係る制度改変

今回の把握結果では、検査検定基準に係る制度改変が行われたものは21制度あった。

内訳は、性能規定化が9制度、国際的整合化が5制度であり、検査検定基準に係るその他の制度改変は8制度である。

なお、一つの制度の中で複数の制度改変が行われたものが2制度ある。

ア 性能規定化

性能規定化とは、検査検定の対象となる製品等に使用する技術、材料、構造等に係る検査検定基準の内容が、技術革新に対して柔軟に対応できるように、細かく仕様を定める方式から一定の性能を定める方式に改めるものであり、使用できる技術等に係る選択範囲が拡大することになる。

今回の把握結果では、性能規定化が行われたものは9制度であったが、影響の変化の把握ができたものは1制度であった。これは、性能規定化が効果を上げるのは、新しい技術や材料等を導入する場合であることから、必ずしもすべての事業者が容易に利用可能なものではないためと考えられる。

イ 国際的整合化

国際的整合化とは、国際規格との整合化、外国データの受け入れ及び国際的な相互認証を導入する制度改変である。

今回の把握結果では、国際的整合化に係る制度改変が行われたものは5制度であった。

このうち、外国での受検データの活用範囲が拡大された2制度については、受検者・検査検定実施主体双方にコストの低減等がみられた。これらは、制度を活用することで、実際の検査検定の内容が簡略化されたり、検査検定が不要になったりしたものである。

その他の3制度については、対象となる物品が少ない等により、今回の調査では影響の変化を把握できなかった。

ウ その他

今回の把握結果では、上記ア及びイ以外で検査検定基準に係る制度改変が行われたものは8制度であったが、これらは、変化がみられなかった又は変化を把握することができなかった。

(4) 検査検定方法に係る制度改変

今回の把握結果では、検査検定方法に係る制度改変が行われたものは46制度であった。

内訳は、検査検定の有効期間・周期の廃止・延長が16制度、民間データの活用が9制度、運転時検査の導入が1制度であり、検査検定方法に係るその他の制度改変は31制度である。

なお、一つの制度の中で複数の制度改変を行ったものが10制度ある。

ア 検査検定の有効期間・周期の廃止・延長

検査検定の有効期間（初回検査・型式検査等で一定期間経過後の再受検が必要な場合）及び検査検定の周期（定期検査）のあるものについては、当該期間等の廃止又は延長は、1回当たりの受検負担は変わらないが、受検頻度が変わることから、受検者・検査検定実施主体双方においてコストが低減することになる。

今回の把握結果では、検査検定の有効期間・周期の廃止又は延長が行われたものは16制度であり、うち7制度においてコスト低減がみられた。

残りの9制度については、対象品目が今回の調査対象となっていなかったものや、製造実績等により変化の出にくいものであること等により、今回の調査では影響の変化を把握できなかった。

なお、検査検定の有効期間等の廃止・延長についても、インセンティブ制度による導入事例が2制度あり、インセンティブ制度の活用事業者にはコストの低減がみられた。

イ 民間データの活用

民間データの活用には、インセンティブ制度により自ら認定を受け自主検査結果を提出することにより検査検定の一部又は全部を省略する場合や、第三者である認定事業者に検査を委託して入手した検査結果データを提出して検査検定の一部又は全部を省略する場合がある。

今回の把握結果では、民間データの活用により検査検定の簡素化が図られる制度改変が行われたものは9制度であり、うち8制度については、受検者及び検査検定実施主体の双方にコスト低減がみられた。残りの1制度については、今回の調査では影響の変化を把握できなかった。

なお、民間データの活用制度を利用するか否かの選択については任意となっており、インセンティブ制度を利用する場合の認定手数料等制度利用に経費を要する場合は、そのためのコストと民間データ活用により期待できるコスト削減額とを勘案して活用するか否かを選択できる。

ウ 運転時検査の導入

運転時検査とは、施設・設備の検査検定の際に、その運転を停止することなく運転した

ままで検査検定を実施するものであり、その導入は受検者の機会費用（運転を停止しなければ得られたであろう収益の損失）を低減することとなる。

今回の把握結果では、運転時検査導入が行われたのはインセンティブ制度による1制度であり、受検対応コストの低減とともに機会費用の低減がみられた。

エ その他

今回の把握結果では、上記ア、イ及びウ以外で検査検定方法に係る制度改変が行われたものは31制度であった。

このうち、検査検定方法を簡素化する20制度についてはコスト低減等がみられた。

他の11制度については、今回の調査では把握の対象としなかったものが9制度、調査はしたが変化のなかったものが2制度であった。

(5) その他

ア 手続の電子化

今回の把握結果では、2制度において手続の電子化が図られており、手続に係る受検者の負担の減少がみられた。

イ 手数料の改定

今回の把握結果では、手数料の改定が行われたものが7制度あった。

なお、物価変動に伴う事務的な改定は除いている。

ウ その他

今回の把握結果では、上記以外の制度改変が行われたものは2制度であった。

3 コストや選択範囲等の影響を小さくする制度改変についての分析

検査検定制度の制度改変の状況及び直接的影響の把握結果に基づき、コストの上昇、選択範囲の限定等の影響を小さくするという観点から、どのような制度改変を行えば、どのような事項においてどのような変化が生じるかという影響の発現のパターンを明らかにすることとした。

今回の調査では、検査検定の実施・受検に当たって検査検定実施主体・受検者が直接的に負担するコスト、そのコスト項目ごとにその大きさ、また、変化した場合はその内容・度合いを把握した。

このコストの項目は、

検査検定実施主体側のコストについては、

- ・ 検査検定の実施に係る人件費・旅費、
- ・ 検査用機器に係る経費（維持管理経費等）等、

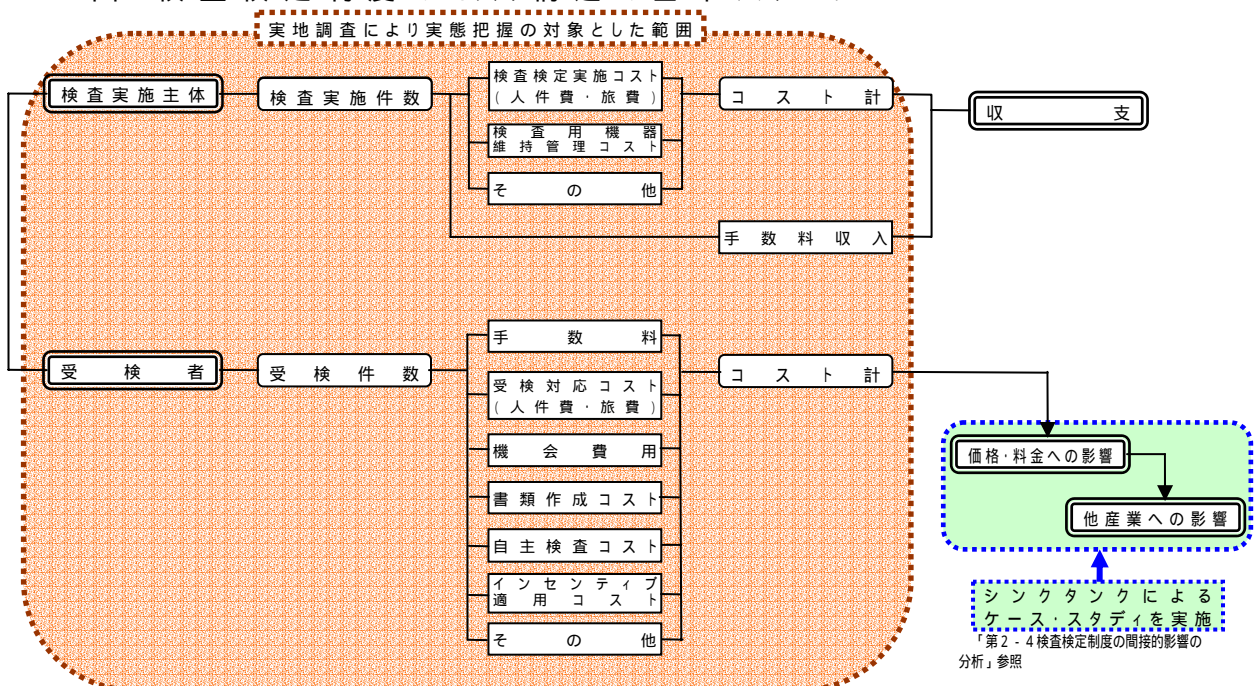
受検者側のコストについては、

- ・ 手数料、
- ・ 検査検定の受検に係る人件費・旅費（各種手続や立会い等に要する経費）
- ・ 機会費用（検査検定対象の施設設備を受検のために停止する場合、稼働できれば得られたであろう収益の損失。今回の調査では施設設備の年間総稼働時間数や受検のための運転停止時間数等で把握）
- ・ 書類作成コスト（申請書類や添付書類等の作成に要する経費）
- ・ 自主検査コスト（事業者自ら行う検査に要する経費）
- ・ インセンティブ適用コスト（優良事業者として認定を受けるために要する経費。申請費用は、初期設備整備費用等導入時の経費と導入後の維持に係る経費がある。）等

で構成されている。

以下、制度改変の類型ごとに、このコスト構造のどの部分にどのような変化が生じたかを示すこととし、まず、検査検定制度のコスト構造の基本パターンを示すと、図1のとおりとなる。

図1 検査検定制度のコスト構造の基本パターン



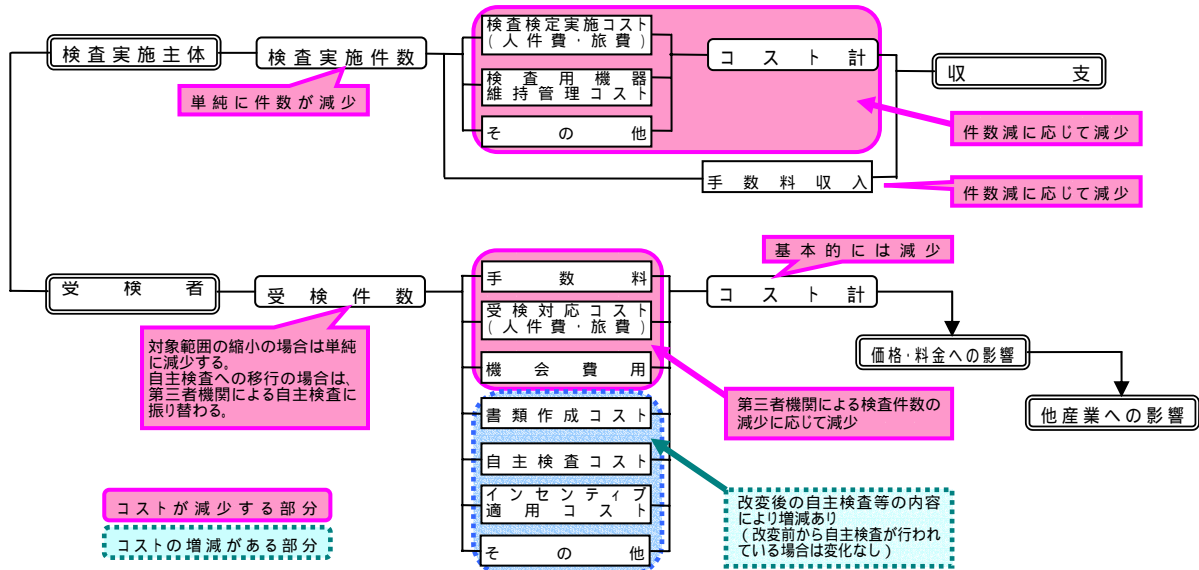
- (注) 1 当省の調査結果による
 2 実地調査により実態把握の対象とした範囲においては、検査検定の受検・実施に要する直接的なコストを把握した。
 3 コスト項目については、制度内容により該当の有無がある。

ア 検査検定対象範囲の縮小、自主検査への移行の場合

検査検定対象範囲の縮小の場合、検査検定が必要とされる範囲が縮小されることから、検査検定実施主体においては、検査実施件数が減少し、それに伴い、検査実施に伴うコストが減少する。一方、受検者においても、受検件数が減少し、それに伴い、受検に伴うコストが減少することとなり、検査検定実施主体・受検者双方においてコストが低減する。

自主検査への移行の場合は、検査検定実施主体による検査検定は不要となるので、検査検定実施主体における変化は検査検定対象範囲の縮小の場合と同様である。一方、受検者においては、検査検定実施主体への対応部分（手数料、受検対応コスト及び機会費用）については減少するが、自主検査を行う義務は残るので、自主検査コスト、それに関連する書類作成コスト等は変化しない。ただし、改変前に自主検査に相当する対応がなく、改変後に新たに自主検査に取り組むことになるような場合においては、検査検定実施主体への対応部分は不要となるが、新たな自主検査に係る負担部分の内容によっては、受検者のコストが割高になる場合と割安になる場合がある。

図2 検査検定対象範囲の縮小、自主検査への移行の場合の変化の発現パターン



(注) 当省の調査結果による

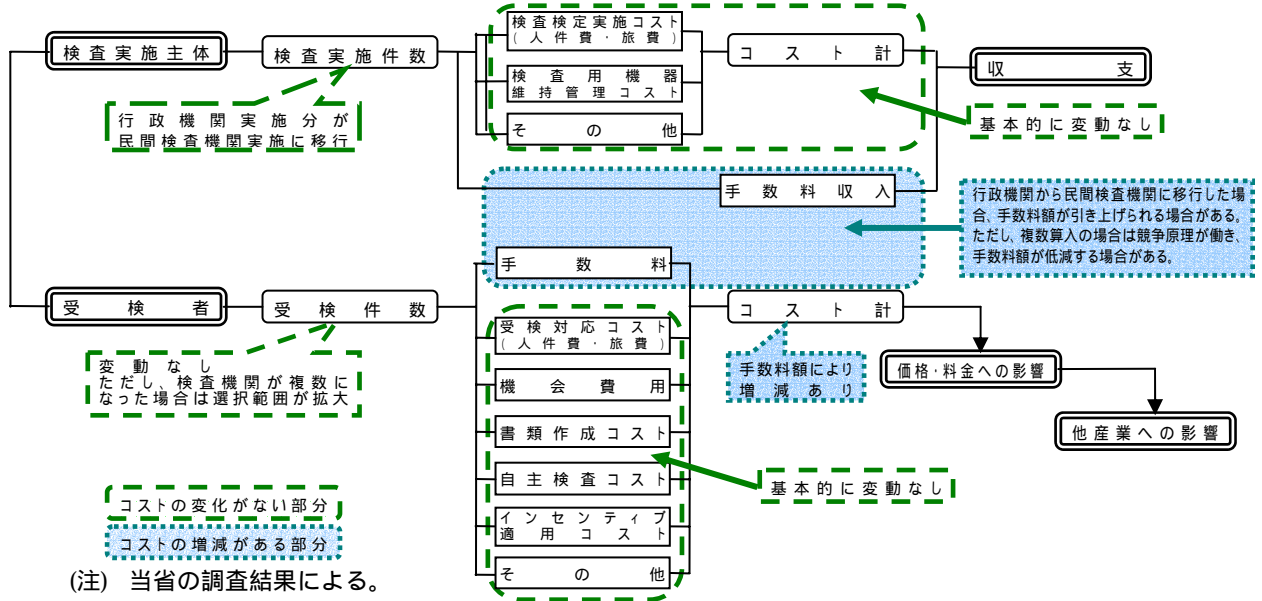
イ 行政機関検査から民間検査機関検査への移行の場合

行政機関検査から民間検査機関検査への移行の場合、検査検定実施主体の移行のみで検査検定対象や検査検定方法の改変がなければ、検査件数及び検査検定の実施・受検に係る負担部分については基本的には変化は生じていない。

ただし、手数料については、行政機関から民間検査機関に移行した後、手数料額が増額された場合がある一方、複数参入により競争原理が働く場合においては手数料額が減額された場合もある。

なお、民間検査機関が複数になった場合においては、受検者側が検査検定実施主体を選択できる範囲が拡大する。このほか、民間検査機関への移行による変化として、日程調整の弾力化されたものや処理期間の短縮が図られたもの等の例がみられる。

図3 行政機関検査から民間検査機関検査への移行の場合の変化の発現パターン

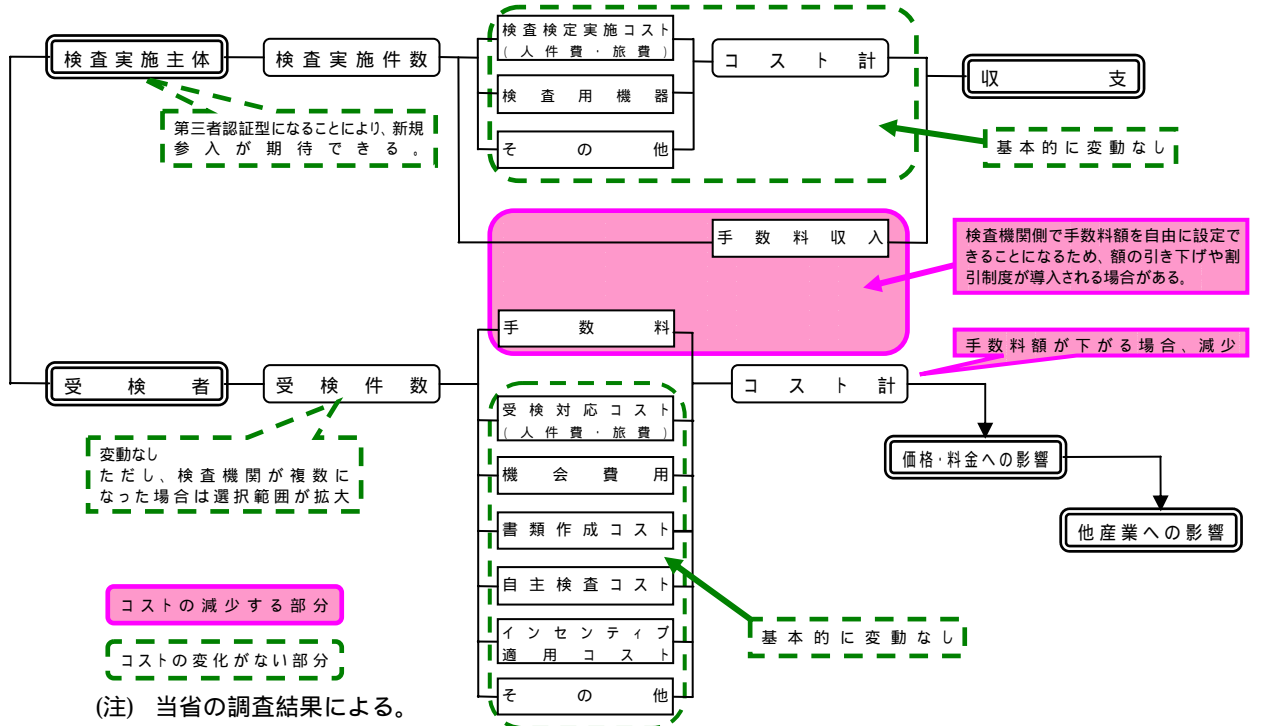


ウ 代行機関型から第三者認証型への移行の場合

民間検査機関において代行機関型から第三者認証型に移行する場合、検査検定実施主体としての性格の変更のみで検査検定対象や検査検定方法の改変がなければ、検査件数及び検査検定の受検に係る負担部分については基本的には変化は生じない。

しかし、代行機関型から第三者認証型に移行することにより、監督官庁の規制が緩和されることに伴い、手数料設定についても、変更前の行政機関が設定する方式から自由化されることから、手数料額が低減される場合がある。具体的には、自由化を受けて割引制度を導入する等による弾力化が図られている。

図4 代行機関型から第三者認証型への移行の場合の変化の発現パターン



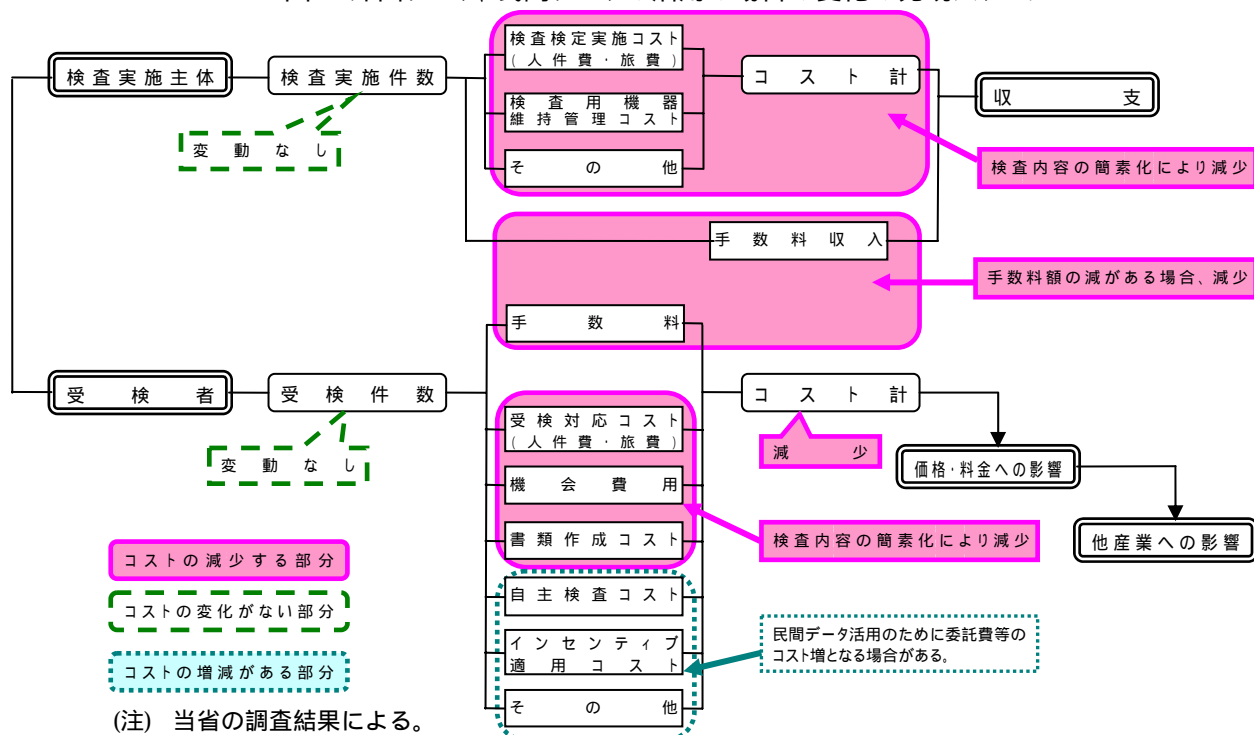
エ 外国データ及び民間データの活用の場合

国際的整合化による外国データの活用や、インセンティブ制度等による民間データの活用により検査検定の内容が簡素化される制度改変の場合は、検査検定の受検・実施に係る負担部分が軽減される。

また、検査内容の簡素化に併せて手数料額が減額される場合もある。

受検者においては、インセンティブ制度の導入等に係る負担が発生する可能性があるが、当該制度を活用するか否かは受検者が任意に選択できることになっており、実際に利用している者は、制度の利用に係るコストと、制度を利用することによって生じる受検コストの削減額とを勘案した上で選択しているものと考えられる。

図5 外国データ、民間データの活用の場合の変化の発現パターン

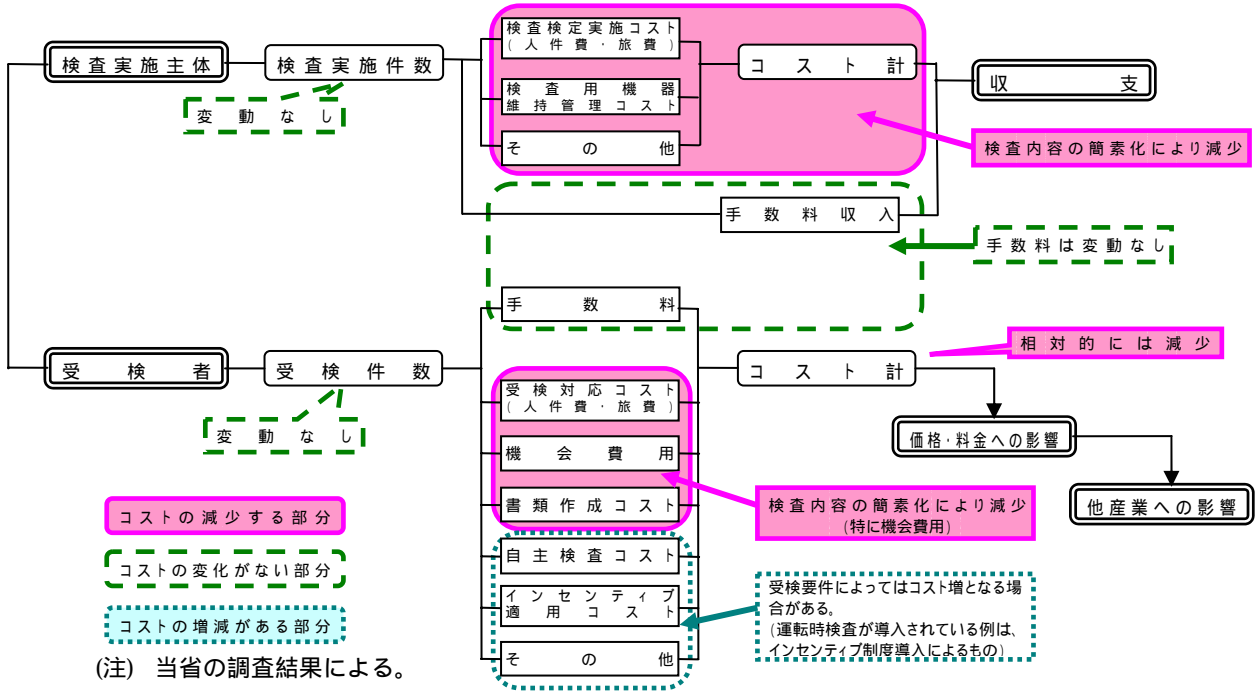


オ 運転時検査導入の場合

運転時検査導入の場合、従前の運転停止検査方式が運転時検査方式に変わることから、検査内容が簡素化されれば、検査検定の受検・実施に係る負担部分が軽減される。

さらに、これまで受検対応のために施設・設備の運転を停止し、そのために相当規模の機会費用が発生している場合においては、運転時検査の導入はコスト減に大きく結びついている。

図6 運転時検査導入の場合の変化の発現パターン



カ その他の場合

検査検定の有効期間・周期の廃止・延長の場合は、1件当たりの負担については変動がなく、受検頻度が少なくなることから総体的にコストが低減することとなる。

その他、検査検定方法の簡素化等については、それぞれの内容に応じた対応の簡素化が図られ、負担が低減することとなる。

以上にみたように、どのような制度改変を行えば、どのような事項においてどのような変化が生じるかという影響の変化の発現にはパターンがあることが判明した。

これは、今回総務省において採用したコスト分析の手法により、

どういう事項で、どれくらいのコストがかかっているのか、

それは制度改変により変化したのか、しなかったのか、

変化したとすればどの程度か

などを把握することができた結果、判明したものであり、検査検定制度の今後の在り方を検討していくために重要な情報になると考える。

4 検査検定制度の間接的影響の分析

(1) 分析の目的

規制改革措置による影響の変化は、必ずしも受検当事者に与える直接的影響にとどまらず、当該産業に与える直接効果や、他産業や一般国民等のより広い範囲に与える波及効果といった間接的影響をもたらすと考えられる。

間接的影響を把握するための手法については複数の手法があるが、ここでは、規制改革措置による間接的影響分析に取り組む際に、どういう場合においてどういう分析手法を用いればいいのか、その際の留意点は何かを整理することを目的として、今回の実地調査等により把握された直接的影響データ（受検者の検査コストの削減状況等）を基に、間接的影響について複数の分析手法を用いて計測を行った。

なお、実際の検討・分析に際しては、経済的分析についての知見を有する民間シンクタンク（株式会社価値総合研究所）に委託して調査研究を実施した。

(2) 分析手法の検討

社会経済に与える間接的影響の計測については複数の手法があるが、これまで一般に用いられているもので、今回の実地調査等により把握された直接的影響データを活用できる手法として、消費者余剰分析、産業連関分析及び応用一般均衡分析の三つの手法を使用することとした。

本検討においては、それぞれの分析手法の特性や、長所・短所を明確にする観点から、具体の制度の間接的影響について、当該3手法を並行的に用いて効果計測のケーススタディを行うこととした。

(3) 個別計測（ケーススタディ）

ア 分析対象の選定

間接的影響分析の対象とする検査検定制度の選定に当たっては、

当該財・サービスの特定化が可能であること、

当該財・サービスの市場把握が容易であること、

検査コストの削減総額が小規模ではないこと、

結果的に、分析対象とする制度改変の類型が同一のものに偏らないこと

等の視点に基づき選定を行い、下表に示す8制度（対象分野としては5分野）を選定し、間接的影響の計測を実施した。

表2 分析対象制度の概要

省別整理番号	検査検定制度名	検査対象	分析対象品	制度改変類型	制度改変概要
総務3 総務7 総務8	技術基準適合証明 端末機器技術基準適合認定 端末機器の設計についての認証	無線設備 端末機器	携帯電話機器	検査方法	民間データの活用
国交31	自動車検査	自動車	自家用 乗用自動車	検査方法	有効期間・検査周期の延長 (車齢11年以上の自家用乗用自動車)
厚労12	特定機械等の検査	ボイラー・ 第一種圧力容器	石油精製・ 石油化学工業製品	検査方法	運転時検査の導入 (認定事業者のみ)
経産12	ガス工作物の使用前検査	ガス工作物	都市ガス	実施主体	政府認証(国)から第 三者認証又は自主検査 へ移行
経産13 経産20	特定ガス用品の適合性検査 特定液化石油ガス器具等の 適合性検査	ストーブ・ 瞬間湯沸器	ストーブ・ 瞬間湯沸器	実施主体	政府認証(代行機関) から第三者認証又は自 主検査へ移行

(注) 当省の調査結果を踏まえて選定したものである。

イ 計測に当たっての留意事項

本政策評価は、個々の検査検定制度に関連する詳細な情報・データ等を保有・入手可能な所管府省とは異なり、第三者的立場である総務省が、政策目的も対象も異なる多種多様な検査検定制度について、横断的・統一的に分析を行うものである。したがって、間接的影響分析における効果計測に際しては、総務省が行った実地調査等により把握された直接的影響データ(受検者の受検コストの削減状況等)と、既存の統計データを基本として、可能な範囲で行っている。

三つの手法による分析に用いた受検者の受検コスト削減額は、表3のとおりであり、これは、今回の政策評価において総務省が実施した実地調査等に基づき把握・分析したものである。

表3 実地調査結果の概要

省別整理番号	検査検定制度名	受検コスト削減額 (1件当たり)	年間件数	受検コスト 削減総額
総務3 総務7 総務8	技術基準適合証明 端末機器技術基準適合認定 端末機器の設計についての認証	1.24円	44,866千台 (生産台数・理論値)	5,563万円
国交31	自動車検査	3,493円/年	1,647千台 (保有台数・平成7年度実績)	57億5,300万円
厚労12	特定機械等の検査	ボイラー 299,154円/年 第一種圧力容器 218,788円/年	130億8,600万円(注2)	
経産12	ガス工作物の使用前検査	定期検査 363,000円 使用前検査 204,000円	定期検査 304件 使用前検査 152件	1億4,100万円
経産13	特定ガス用品の適合性検査	ストーブ 開放式 297,000円 半密閉式 135,000円 瞬間湯沸器 開放式 297,000円 半密閉式 135,000円	ストーブ 開放式 175.7件 半密閉式 13.7件 瞬間湯沸器 開放式 98.7件 半密閉式 386.3件	2億13万円
経産20	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	ストーブ 開放式 199,000円 半密閉式 84,000円 瞬間湯沸器 開放式 199,000円 半密閉式 84,000円	ストーブ 開放式 95.0件 半密閉式 15.5件 瞬間湯沸器 開放式 117.5件 半密閉式 250.5件	

(注)1 当省の調査結果による。

2 「厚労12 特定機械等の検査」における受検コスト削減総額の積算方法等については、以下のとおりである。

(単位:百万円)

	石油化学工業	石油精製業	計
ボイラー (1)	169	117	286
第一種圧力容器 (1)	1,208	552	1,760
機会費用 (2)	11,040	-	11,040
合計	12,417	669	13,086

- 1 受検1件当たりのコスト削減額を基に、石油化学工業及び石油精製業における年間のコスト削減額を計算した。
 2 機会費用については、石油化学工業について、業界団体から聴取した情報(年間生産量30万トンのエチレン装置の場合の1日当たり生産額3,000万円、受検時の装置停止期間30日)を基に計算した。

ウ 計測結果

上述の5分野について、三つの分析手法を基に個別に実施した効果計測結果を整理すると表4のとおりである。

表4 分析手法別の効果計測結果

省別整理番号	検査検定制度名	消費者余剰分析 (消費者余剰増加額)	応用一般均衡分析 (市場経済的便益)	産業連関分析 (生産誘発額)
総務3 総務7 総務8	技術基準適合証明 端末機器技術基準適合認定 端末機器の設計についての認証	5,565万円	1億760万円	1億8,348万円
国交31	自動車検査	57億5,300万円	116億8,200万円	189億6,800万円
厚労12	特定機械等の検査	(注2)	264億300万円	431億4,600万円
経産12	ガス工作物の使用前検査	1億4,103万円	2億円	4億6,500万円
経産13 経産20	特定ガス用品の適合性検査 特定液化石油ガス器具等の 適合性検査	2億33万円	3億3,540万円	6億6,040万円

(注)1 当省の調査結果を踏まえて、株式会社価値総合研究所が行った計測結果である。

- 2 「厚労12 特定機械等の検査」については、分析対象としたのが石油精製業及び石油化学工業におけるボイラー及び第一種圧力容器という、当該産業における生産財(中間財)であり、検査コスト削減の効果が及び当該産業の最終生産財は、石油精製業ではガソリン・灯油・ナフサ等、石油化学工業ではエチレン・合成樹脂・合成繊維等多岐にわたる。このため、影響を受ける財・サービスを特定して実施する消費者余剰分析になじまないことから、消費者余剰分析は実施していない。

(4) 間接的影響分析の課題

ア 計測結果の解釈

今回の計測結果を踏まえて、三つの手法のそれぞれにおける課題を整理すると以下のとおりである。

(ア) 消費者余剰分析

消費者余剰分析を行う際には、個々の制度や市場の特性に応じて需要曲線の推計を行う必要があるが、その精度は関連するデータの入手可能性、多寡、及び分析者の判断に大きく依存するということが、言い換えれば、需要曲線の精度について十分に注意を払わないまま分析を行うと、計測値に大きなひずみが生じるおそれがあることについて留意する必要がある。また、需要曲線を推計するに当たり、使用するデータの期間・範囲や特異値の扱い等を分析者の判断によって決定することができるなど、分析者の恣意性が入る可能性があることにも留意する必要がある。

(イ) 産業連関分析

産業連関分析は、産業連関表入手の容易さ、波及効果分析の容易さなどの理由から、政策効果計測時によく用いられる手法であるが、前述のとおり、生産要素の供給制約を加味して

いないため、各産業における需要の増加は、財・サービスの価格の変化をもたらさないまま、直接生産の増加をもたらすこととなり、政策効果が過大に計測される。このため、今回のケーススタディでも5分野すべての場合において最も大きな額となっている。

産業連関分析で計測された値は、経済状態がすべて良い方向に向かっているとの仮定の下で最大限発揮される効果として解釈することも可能であるが、今回の計測結果でも明らかになったとおり、政策効果が過大に計測されるという事実を十分に理解した上で取り扱う必要がある。

(ウ) 応用一般均衡分析

応用一般均衡分析で用いる需要曲線は、経済主体（家計や企業等）の行動理論と産業連関表から一義的に作成されるため、分析者の恣意性^{しゐい}が極力排除されることや、競争的な資本・労働市場をモデルに導入することにより生産要素の供給制約を考慮しているため、産業連関分析のように効果は過大にならないことが挙げられる。このため、応用一般均衡分析は、消費者余剰分析における需要曲線の推計における分析者の恣意性の問題や、産業連関分析における過大な効果計測といった課題を克服している手法と言われている。

ただし、一方で、パラメータ推計の統計的根拠が乏しいこと、モデル作成者の独自性が反映されること、すべての経済メカニズム（財・サービスの補完・代替関係等）を反映させていないこと等に対する批判や、データ解析が複雑であるため、近年のコンピュータの計算能力の向上により軽減されつつはあるものの、消費者余剰分析や産業連関分析を実施するよりは多くの労力を必要とする等、実務上の困難性も存在する。さらに、消費者余剰分析のように個別の財・サービスに特化した形で需要曲線を推計することはできず、例えば今回の分析のように、当該財・サービスが分類される産業区分の市場における占有率によって便宜的に財を特定化するなどの対応が必要となるが、その場合には、精緻な^{せいぢ}（個別の財・サービスに特化した）需要曲線を使用した消費者余剰分析よりも効果計測の精度が低くなる可能性もある。

以上のことから、応用一般均衡分析においてモデルを構築する際にはその客観性を担保するため、前提条件やモデル構造をすべて開示した上で、事後的に他の評価者によって効果を検証できるようにモデルの再現性を確保することが望ましい。

イ まとめ

上述のとおり、各分析手法にはそれぞれに長所・短所があり、また同じ経済効果を分析したとしても、前提条件や利用するデータ等により計測値が大きく異なることとなる。したがって、規制改革措置の間接的影響分析を行う際には、一つの分析手法を無批判に採用するのではなく、こうした分析手法の特性や活用可能なデータ等を十分に理解した上で、適切な分析手法を検討し、結果の取扱いにも留意することが必要である。

さらに、仮に特定の分析手法を用いて分析を行う場合、分析のベースとした前提条件や、利用したデータ、モデル、計算方法等を極力開示することにより、第三者による同一の分析手法での再計測（検証）や、別の分析手法での計測が可能な形にすることが望ましい。このことにより、分析の客観性を担保すると共に、個々の分析手法や計測方法をより精緻^{せいぢ}かつ高度に発展させていくことが可能となる。

第3 評価の結果及び意見

1 評価の結果

各省は、所管の検査検定制度について、「規制改革推進3か年計画」(平成13年3月30日閣議決定)等累次の閣議決定を踏まえ、国民の生命、身体、財産の保護等それぞれの制度が本来目的としている様々な政策目的の達成に支障が生じないことを前提として、行政の関与を必要最小限とする方向で、規制改革を推進してきているところであるが、規制のコスト及び効果の分析・把握を行い、現行規制制度の見直しに資することとされている点については、各省のいずれにおいても検査検定制度のコスト及び効果の分析・把握は行われていなかった。

こうした状況を踏まえ、総務省では、政府全体としての政策の統一性を確保する見地から、すべての検査検定制度を対象に、企業活動や消費活動に与える影響、特にコストの上昇や選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さくなっているか、言い換えればこれらの影響を可能な限り小さくする方向に向けた実効ある取組みが実施されているかという観点から、各制度の制度改変の状況や運用の実態等を把握し、横断的な評価を行った。

具体的には、検査検定制度全126制度について、コスト分析の手法を用いて、検査検定制度の受検及び実施に係る直接的な経費について、

どういう事項でどれくらいのコストがかかっているのか、
それは制度改変があった場合変化したのか、しなかったのか、
変化したとすればどの程度か

を把握し、どのような制度改変がコスト、選択範囲等にどのような変化を与えるか分析を行い、影響の変化の実態を整理することができた。

また、制度改変のうち、累次の閣議決定に挙げられた検査検定制度に係る規制改革に基づく措置が、以下のとおり、企業活動や消費活動に与えるコスト、選択範囲等の影響を小さくする上で有効であることが明らかになった。

すなわち、検査検定制度を構成する共通の要素で整理すると、
検査検定対象範囲に係る措置では検査検定対象範囲の縮小、
検査検定実施主体に係る措置では自己確認・自主保安への移行、行政機関検査から民間検査機関検査への移行、代行機関検査から第三者認証機関検査への移行、
検査検定基準に係る措置では性能規定化、国際的整合化、
検査検定方法に係る措置では有効期間等の廃止・延長、運転時検査の導入、民間データの活用、
その他の措置では手続の電子化

が、それぞれコストの低減や選択範囲の拡大等の変化に結びついていることが確認でき、どのような規制改革措置がコスト、選択範囲等のどの部分に変化を与えるか、そのパターンを整理することができた。

さらに、影響を把握する手法として今回用いたコスト分析の手法が、影響の帰着先や度合いを明らかにする上で有効であることも認められた。

2 意見

検査検定制度を所管する各省においては、今回の総務省による評価結果及び評価において用いたコスト分析の手法を最大限活用して、検査検定制度のコスト及び効果の分析・把握を行い、これを通じ、それぞれの制度が本来目的としている様々な政策目的の達成に支障が生じないことを前提としつつ、コストの上昇や選択範囲の限定等の影響を可能な限り小さくする観点から規制改革を更に推進する必要がある。